

災害ボランティア活動支援事業補助金（県内大雨災害）に係る注意事項

【申請前の確認事項】

- ・ 令和8年8月に発生した県内大雨災害の被災地および被災者への支援活動が対象
- ・ 原則として交付決定前の発生（発注）経費は対象外
- ・ 活動の様子を写真に撮り、実績報告時に提出すること
- ・ 同一団体による複数回の申請は可能。ただし、活動期間が重複する申請は不可

【補助対象とならない活動】

- ・ 被災地の視察、見学を主たる目的とする活動
- ・ 物資や義援金の運搬を主たる目的とする活動
- ・ 業務として行う被災地（被災者）支援活動
- ・ 営利を目的とする活動
- ・ 親族、取引先等の利害関係者への支援活動
- ・ 物品の売買、各種サービスの提供や寄附など金銭のやり取りを主たる目的とする活動 など

【補助対象とならない経費】

- ・ 賃金（アルバイト等）
- ・ 食糧費（スタッフ、ボランティアの食事代等。ただし、安全衛生対策としての飲料等は対象とする）
- ・ 修繕料（個人の所有物に付加価値をつける修繕の材料費、被災者宅の修理に係る工事発注費など）
- ・ 資産価値のあるものや、経常的な活動に使用する備品購入費（発電機、ユンボ、パソコンなど）
- ・ 寄附金（見舞金） など

【留意事項のある補助対象経費】

- ・ 宿泊料 1活動日につき1泊まで
- ・ 燃料費（自家用車の交通費）
領収書等で確認できる実費

（可能な限り、使用車両の燃料を満タンにしてから活動を開始（この際の給油は補助対象外）し、
帰路で最後に給油すること）

【領収書について】

- ・ 内容や発行日等から、補助対象事業のために支出したことが確認できること
- ・ やむを得ない場合を除き、領収書の宛名は申請団体名となっていること
- ・ 領収書のみでは内容が不明な場合は、内訳が分かる資料を添付すること
- ・ 発行者が明確に記載されていること